

広島県建築士会県北支部規程

第1章 総 則

(設置)

第1条 広島県建築士会規則（以下「規則」という。）第8条の規定により，広島県建築士会県北支部（以下「支部」という。）を設置する。

(目的)

第2条 支部は，広島県建築士会定款（以下「定款」という。）に規定する目的を尊重し，支部会員（以下「会員」という。）相互の親睦を図ることにより社会に貢献することを目的とする。

(事務所)

第3条 支部の事務所は，次条に規定する地域内に置く。

(地域)

第4条 支部の地域は，三次市，庄原市，安芸高田市の区域とする。

(構成)

第5条 支部は，前条に規定する地域に住所又は勤務地がある者で，定款第5条に規定する正会員及び準会員をもって構成する。

(事業)

第6条 支部は，第2条に規定する目的を達成するため，定款第4条に規定する会務に準拠して必要な事業を行う。

第2章 役員

(役員)

第7条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 幹事 25名以内
- (5) 監査役 2名

(役員を選任)

第8条 前条に規定する役員は、会員の中から会員の選挙によって決める。

- 2 前項の選挙の方法によるほか、選考委員の推薦により選出し、総会の承認を得て決めることができる。この場合において選考委員は、会員の中から支部長が指名する。
- 3 前2項の規定は、これを併用する方法によることができる。

(役員の仕事)

第9条 支部長は、支部を代表して会務を掌理し、総会及び役員会の議長となる。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはこれに代わる。
- 3 事務局長は、支部の会務の処理、会計及び予算経理を行う。
- 4 幹事は、役員会において会務を決議する。
- 5 監査役は、出納会計に関する監査を行う。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員は、任期満了後も、後任の役員が就任するまでの間はその仕事を行なう。

(顧問)

第11条 支部に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の承認を得て支部長が委嘱する。
- 3 顧問は、支部長が諮問する会務の重要事項について意見を述べる。
- 4 顧問の任期は2年とする。

(役員報酬)

第12条 役員報酬は支給しない。ただし、支部長は、会務のための旅費その必要と認められる経費については実情を勘案して支給することができる。

(本部理事の推薦)

第13条 規則第4条に規定する理事の推薦は、社団法人広島県建築士会(以下「本部」という。)の要請人員に応じて、支部長、副支部長及び事務局長の中から支部長が推薦する。

(本部委員の選任)

第14条 規則第23条に規定する専門委員会の委員(以下「本部委員」という。)は、企画総務委員会の委員には支部長をもって充て、その他の委員会の委員は、本部の要請に応じて、役員の中から支部長が選任する。

- 2 支部長は、本部委員に欠員を生じた場合で、本部から欠員補充の要請があったときは、速やかに役員の中から当該本部委員の選任を行わなければならない。

(役員補充)

第15条 役員に欠員を生じた場合で、その者の残任期間が1年以上あるときは、その都度役員会の決議により役員を補充するものとする。この場合において、補充により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(総会)

第16条 支部の定時総会は、毎年1回会計年度終了後3月以内に開かなければならない。

- 2 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の者から請求があったときに開かなければならない。
- 3 総会は支部長が招集し、その10日前までに日時、場所及び付議事項を記して会員に通知する。

(総会の議決事項)

第17条 総会で決議又は承認する事項はつぎのとおりとする。

- (1) 役員を選任
- (2) 支部規程の改正
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) その他役員会で必要と認める事項

(総会の議決)

第18条 総会は会員の3分の1以上の出席をもって成立する。

- 2 総会の議事は出席会員の過半数で決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 3 前項の規定にかかわらず、支部規程の改正をする場合は、出席した会員の3分の2以上の承認を要するものとする。

(総会の議決権)

第19条 会員は一の議決権を有する。

- 2 議決権の行使は他の出席した会員に委任することができる。この場合において、議決権の行使を委任しようとする者は、支部長が通知する委任状により行うものとする。
- 3 前項の委任は、前条第1項に規定する出席とみなす。ただし、同条第2項及び第3項の規定については現に出席した会員に限る。

(役員会)

第20条 役員会は支部長が招集し、総会に提出する議案のほか、第15条に規定する役員を補充及び支部の運営に関する必要な事項を審議する。

- 2 役員会は役員 $\frac{1}{3}$ 以上の出席をもって成立する。
- 3 役員会の議事は出席役員 $\frac{1}{2}$ 以上で決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 4 顧問は、支部長の要請に応じて役員会に出席するものとする。

第4章 委員会等

(委員会)

第21条 支部長は、支部事業の円滑な活動を図るため、役員会に諮って必要な委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、幹事をもって構成する。
- 3 委員会は、別に定める委員会の委員長が召集する。

(部会)

第22条 支部に青年部会を設置する。

- 2 青年部会に関する規定は、青年部会長が別に定める。

第5章 会計

(運営経費)

第23条 支部の運営に要する経費は、会費、本部交付金、基金、寄付金及び事業収入をもって充てる。

(会費及び入会金)

第24条 会員は、総会の議決を経て支部長が別に定める会費及び入会金を納入しなければならない。

(収支決算)

第 25 条 収支決算及び財産目録は、毎会計年度終了後 60 日以内に監査を受け、監査役の意見を付して総会の承認を受けるものとする。

(会計年度)

第 26 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 雑 則

(委任)

第 27 条 支部規程に定めるもののほか、支部の運営に関して必要な事項は、定款及び規則に準拠して、役員会の議を経て支部長が別に定める。

附 則 (昭和 51 年 5 月)

附 則 (平成 16 年 5 月)

附 則 (平成 17 年 5 月)

附 則 (平成 18 年 5 月)

(施行期日)

この規程は、支部の役員会の承認を経て、支部総会の議決を得た日から施行する。

改正理由 (社) 広島県建築士会本部組織改正による変更

広島県建築士会県北支部内規

(目的)

第1条 この内規は、広島県建築士会県北支部規程（以下「支部規程」という。）の規定に基づき支部の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この内規において使用する用語は、支部規程において使用する用語の例による。

(事務局)

第3条 支部規程第3条に規定する事務所に事務局を置く。

2 事務局は、事務局長が勤務する会社等若しくは自宅に置くものとする。

(協力会員)

第4条 支部の地域内に事業所又は営業所等のある建設業者又は建設資材販売業者等で、支部規程の目的に賛同して支部の運営に協力しようとする場合は、会員（以下「協力会員」という。）になることができる。ただし、本部の会員にこれを登録しないものとする。

2 この内規に定めるもののほか、支部規程中会員とあるのは、協力会員についても同様の扱いとする。

(協力会員の役員)

第5条 支部規程第7条に規定する役員に、協力会員の中から次の役員を加える。

- (1) 副支部長 2名
- (2) 幹事 10名以内
- (3) 監査役 1名

2 前条第2項の規定は、会員を役員と読み替えて協力会員の役員について準用する。

(幹事)

第6条 支部規程第7条第4号及び前条第1項第2号に規定する幹事の正会員及び協力会員の人員基準は、概ね次のとおりとする。

- (1) 正会員（青年部会員を除く。） 三次市及び安芸高田市 12名
庄原市 9名
- (2) 青年部会員 4名
- (3) 協力会員 三次市及び安芸高田市 5名， 庄原市 4名

(顧問)

第7条 顧問は、支部長経験者、広島県備北地域事務所建築課長（経験者を含む。）及び三次市建築管理監（経験者を含む。）に委嘱する。ただし、役員に選任されたときは、これを退くものとする。

(選考委員)

第8条 支部規程第8条第2項に規定する選考委員は、正会員及び協力会員の中から、第6条の規定に準じて次のとおり選任する。この場合において、支部長は正会員の中から選考委員長を併せて指名するものとする。

- (1) 正会員 三次市及び安芸高田市 4名， 庄原市 3名
 - (2) 青年部会員 1名
 - (3) 協力会員 三次市及び安芸高田市 1名， 庄原市 1名
- 2 選考委員長は、選考委員を代表して選考委員会を掌理する。
 - 3 役員の選考にあたっては、選挙又は推薦等の方法による。

(委員会の構成)

第9条 支部規程第21条第1項に規定する委員会は、事業，交流厚生，広報，社会活動及びCPD専攻推進運営の各委員会とする。

- 2 委員会には、委員長1名（正会員），副委員長2名（正会員）を置く。
- 3 前項の委員長，副委員長は委員会において互選して、これを定める。

(会費及び入会金)

第10条 支部規程第24条に規定する会員の会費及び入会金は次のとおりとする。

(1) 会費 年額 14,400円

(2) 入会金 入会時 3,000円。

2 会費及び入会金は、支部長が通知する方法によって納付する。

(特別会費)

第11条 支部長は、支部の運営上特別に経費が必要である場合は、役員会の承認を得て特別会費を徴収することができる。

2 前項の特別会費の徴収にあたっては、その金額及び理由を記して会員に通知する。

(会費の未納者に対する措置)

第12条 支部長は、会費を未納した会員に対して適宜督促をするものとするが、会計年度を6月過ぎても会費の未納がある者は、役員会の議を経て会員の除名をすることができる。

2 前項の規定により除名をされた者は、除名後においてもその会費の滞納を免れるものではない。

(儀礼)

第13条 会員（協力会員については代表者）に、冠婚葬祭並びに病気障害等のある場合は次により儀礼を尽くすものとする。

(1) 本人死亡 10,000円

(2) 同居家族死亡（ただし1親等に限る。） 5,000円

(3) 本人冠婚 5,000円

(4) 病気障害等（7日以上入院） 5,000円

2 前項の規定にかかわらず、役員会において承認を得たるものに対しては、前項の規定に準じて儀礼を尽くすことができる。但し緊急やむをえないときは、支部長又はこれに代わる者がこれを執行し、事後に役員会に報告するものとする。

附 則

この内規は昭和 51 年 5 月から施行する。

附 則（平成 16 年 5 月）

附 則（平成 17 年 5 月）

附 則（平成 18 年 5 月）

この内規は、支部規程の改正の議決を得た日から施行する。